

北海道いじめの防止等に関する条例

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもも含め、全ての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることはありません。

北海道は、子どものいじめをなくしていくために、全国に先駆けていじめの防止に関する条例をつくりました。

北海道に住む全ての人が力を合わせて、いじめの防止に取り組みましょう。



「北海道いじめの防止等に関する条例」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）」で努力義務とされている規定を全て義務規定にし、北海道におけるいじめの防止に向けた取組をより厳格に推進します。

児童生徒の皆さんへ

いじめからあなたを守ります！

いじめとは、悪口や中間はずれ、暴力、パソコンや携帯電話を使つての悪口など、その子がいやな思いをして苦しんだり、悲しんだりしてしまう卑怯な行いです。

いじめは、学級だけでなく、部活動や塾などで、あなたと関係のある人や集団から受けたもの全てが当てはまります。

学校をはじめ、家庭や地域の方々がみんなで協力して、いじめからあなたを守っていきます。

保護者の皆様へ

いじめから子どもを守ります

学校、家庭、地域は、条例の制定を契機に、子どもたちに改めて、いじめはどのような理由があっても絶対に許されないということをしっかり伝えていきましょう。（条例3、6、7、8条）

いじめを受けている人に非はありません

児童生徒の皆さんへ

いじめを受けている人は悪くありません

「自分に問題があるのだろうか」「自分は何か悪いことをしたのだろうか」と思うことはありません。何があっても、いじめを行うことはいけないのです。学校は、こうした考えに立ち、いじめをさせず、また、小さいいじめもいち早く見つけ、素早くその問題を解決していきます。

いじめはダメ！

あなたが苦痛を感じることは、他の人も同じなのです。自分がされていやだと感じることは、絶対にしない、させない気持ちを強くもちましょう。

また、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをすることも、いじめることと同じように許されません。

はやし立てる人

□ いじめをおもしろがったり、もっとエスカレートするように騒ぎ立てたりする人。

見ている人

□ いじめが行われていることを知りながら、見て見ぬふりをする人。

保護者の皆様へ

保護者の責務

条例では、学校や教職員の責務のほか、保護者の責務も規定しています。家庭では、お子さんに対し、いじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うようお願いします。（条例7条）

また、学校は大切なお子さんをいじめから徹底して守り通す責務がありますので、お子さんがいじめに悩んでいたら、迷わず学校や教育委員会などに相談してください。



学校は

いじめがないかしっかり調べます

学校では、いじめが起きないように、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、皆さんにアンケートを行います。

また、先生方が皆さん一人一人から直接、話をよく聞くようにします。
相談したことによって、皆さんがいじめを受けたり、さらにいじめがひどくなくなったりすることはありません。



皆さんも

みんなで「しない」「させない」取組を！

いじめは、皆さん一人一人に関係のある問題です。

皆さん自身が「いじめを絶対に許さない」、いじめを「しない」「させない」取組をみんなで行うことが大切です。

どんなことができるか学級や委員会活動、クラブ活動、部活動などの仲間と考えを出し合ってみましょう。

いじめはみんなに関係のあること

保護者の皆様へ

学校や教育委員会はいじめを隠蔽しません

条例では、道教委は、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握、いじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校において学校評価や教職員の評価が適正に行われるようにします。(条例17条)

また、市町村立学校においても、学校評価が適正に行われるようにします。(法34条)

なお、重大ないじめがあった場合は、第三者機関において調査を行うなど、公平性・中立性を確保するようにしています。(重大ないじめの対応については次のページを参照してください。)

市町村教育委員会が取り組むこと

- いじめの防止のために道徳教育や体験活動などを充実します。
保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめの防止に資する児童生徒が自主的に行う活動の支援や、児童生徒、保護者、教職員に対する啓発を行います。(法15条)
- いじめの相談を行うことのできる体制を整備します。(法16条) など
- 道教委は、市町村教育委員会がいじめの防止等のための施策等を適正に実施できるよう、指導・助言、援助を行います。(条例5条)

学校は皆さんを守ります！

いじめと思われることがあったときは



- まず、どんないじめがあったのかをしっかりと調べます。
- いじめがあったときは、いじめを受けている子どもを必ず守ります。
- いじめを行った子どもには、いじめをやめさせる指導を行います。また、いじめを行った原因を見つけ、その原因を取り除いて、二度といじめを行わないように支えたり、助けたりします。
- 悪質な場合は、警察と協力して問題を解決する場合もあります。

*悪質な場合は、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする」、「危険なことをさせられる」、「お金を取られる」、「インターネット上にいやなことを書かれたり、写真を載せられたりする」などのいじめのことです。

保護者の皆様へ

徹底して守り通します

いじめに対する学校の措置

- 条例では、子どもを徹底して守り通し、いじめの早期解消に向けて速やかに取り組む学校の責任を明確にしました。(条例6条)
- 学校は、ささいな兆候やいじめと疑われる行為も見逃さずに、速やかに、いじめの事実を確認し、その結果を教育委員会に報告します。そして、いじめを受けた子どもとその保護者への支援、いじめを行った子どもへの指導及び支援、その保護者への助言を行います。(条例24条)

重大ないじめがあった場合は

- 道教委の下に第三者機関を置いて、道立学校で発生した重大ないじめについて調査を行い、知事に報告します。知事は、道立学校や私立学校について、必要に応じて知事が設置する第三者機関において再調査を行います。(条例28条～32条)
- 市町村立学校の場合は、学校や教育委員会の下に組織を置いて、調査を行い、市町村長に報告します。市町村長は、必要があると認めるときは市町村長が設置する機関において再調査を行います。(法28条～30条)
- 道教委は、必要に応じて、市町村長や市町村教育委員会に対して、報告を求めたり、調査を行ったりします。(条例33条)

*重大ないじめとは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと」、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること」としています。

もし、いじめが起こったら



じ どうせい と みな
児童生徒の皆さんへ

ち い き ま も 地域もあなたを守ります！

ち い き か た が た み か た 地域の方々もあなたの味方です

じゆく しやうねんだん せんせい ち い き し あ か た が た がつこう
塾やスポーツ少年団の先生、地域の知り合いの方々など、学校の先生方以外の大人もいじめの防止などのために協力してくれます。

がつこう か ぞく か た そうだん みな み ちか おとな
学校や家族の方に相談できないときは、皆さんの身近にいる大人に相談してみましょう。

みな み ちか おとな みな まわ ひごろ
皆さんの身近にいる大人も、皆さんの周りでいじめがないか、日頃から、注意深く見守ってくれます。



子どもを見守る地域の皆様へ

道民及び事業者の役割

子どもたちを見守っていただく地域や事業者の皆様方には、子どもと触れ合う機会を大切にしてくださいととも、いじめが行われていると思われる時は、学校へ通報するなど、いじめの防止にご協力をお願いします。（条例8条）

＜こんな時は学校へ知らせてください＞

- ・公園や路上、バスや電車の車内などでふざける仕草で一人の子どもが言葉や暴力で攻撃されている。
- ・商店で数人の子どもが一人の子どもにたくさんの買い物をさせている。
- ・スポーツクラブで、練習と称して、先輩が後輩を一方向的に攻撃している。
- ・塾の行き帰りで、子どもがからかわれたり、悪口を言われたりして困っている。
- ・インターネットの掲示板に悪口などの誹謗中傷をする書き込みを見つけた。など

*「事業者」とは、北海道内で事業活動を行う個人、法人、団体のことです。

地域をあげて取り組む子どもの見守り

市独自にいじめの防止に関する条例を制定した岐阜県可児市では、いじめの防止に主体的に取り組む事業所や団体を「可児市いじめ防止協力事業所・団体」として、地域をあげて子どもの見守り活動に取り組んでいます。

◇見守り活動の取組例◇

社用車や看板に「いじめ防止パトロール中」、「私たちはいじめ防止に取り組みます」などのステッカーを貼り、いじめ防止の啓発を行いながら、子どもたちを見守っています。



みんな、
あなたの味方です

いじめかなと思ったら

いじめを受けて、学校に行きたくない。友達に会いたくない。でも先生や親には言えない…。
誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、
どんなことでもかまいませんので相談してください。

相談窓口	電話番号	相談時間等
＜道立教育研究所＞	0120-3882-56	毎日24時間
教育相談電話（子ども専用フリーダイヤル）	0120-3882-86	月～金 10:00～17:00
＜道立特別支援教育センター＞ 教育相談電話	011-612-5030	月～金 9:00～17:00
＜道立教育研究所＞メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	

お住まいの地域にある教育局に相談することもできます。（相談時間：月～金 8:45～17:30）

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
空知教育局	0126-22-3912	上川教育局	0166-46-5243
石狩教育局	011-221-5297	留萌教育局	0164-42-5717
後志教育局	0136-22-2222	宗谷教育局	0162-33-7630
胆振教育局	0143-22-6594	オホーツク教育局	0152-44-7262
日高教育局	0146-22-1325	十勝教育局	0155-23-4950
渡島教育局	0138-47-9177	釧路教育局	0154-43-1475
檜山教育局	0139-52-1123	根室教育局	0153-23-2715

※札幌市にお住まいの方は、次の相談窓口にも相談することができます。

相談窓口	電話番号	相談時間等
いじめ電話相談（フリーダイヤル）	0120-127830	月～金 9:00～20:00

相談した内容は秘密として守られます。また、学校や市町村教育委員会などと協力して、あなたを徹底して守ります。

いじめに関するお問い合わせ先

＜道立学校＞

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全グループ）Tel011-204-5755

＜私立学校＞

北海道総務部法人局学事課 Tel011-204-5065

＜市町村立学校＞

各市町村教育委員会へお問い合わせください。

